

## 週休2日確保工事試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、愛媛県森林局所管工事において、建設現場における週休2日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的としたものである。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき、週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。

なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

(4) 現場閉所

現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

### (対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、全ての森林局所管工事を対象とする。ただし、週休2日に取り組むことが適切でないと思われる工事は除く。

2 発注者は、前項により週休2日確保工事の対象とした工事は、各工事特記仕様書で対象工事であることを明示するものとする。（別紙1）

### (現場閉所日の確保)

第4条 週休2日確保工事の受注者（以下「受注者」という。）は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、以下に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。

(1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

(2) 現場見学会等、現場を公開するもの。

(3) 発注者の指示によるもの。

4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

### (実施方法)

第5条 受注者は、週休2日確保工事を実施しようとする場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。

2 発注者及び受注者は、第1項の協議において、第3条第1項のただし書きに該当しな

- いことを、相互に確認するものとする。
- 3 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものと
  - 4 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し通知するものとする。
  - 5 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。
  - 6 受注者は、第4条第2項により、現場閉所日の振り替えする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。
  - 7 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

#### (費用の計上)

第6条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、変更請負契約において、以下のとおり、現場閉所の状況に応じた補正係数をそれぞれの経費に乗じることとする。

(1) 4週8休以上(現場閉所率 28.5%以上)

労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

(2) 4週7休以上 4週8休未満(現場閉所率 25.0%以上、28.5%未満)

労務費	1.03
機械経費(賃料)	1.03
共通仮設費率	1.03
現場管理費率	1.04

(3) 4週6休以上 4週7休未満(現場閉所率 21.4%以上、25.0%未満)

労務費	1.01
機械経費(賃料)	1.01
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

(4) 4週6休未満(現場閉所率 21.4%未満)

労務費	1.00(補正しない)
機械経費(賃料)	1.00(補正しない)
共通仮設費率	1.00(補正しない)
現場管理費率	1.00(補正しない)

(5) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

(6) 市場単価の補正については、別紙2のとおりとする。

#### (工事成績評定)

第7条 4週8休以上を達成した工事に限り、工事成績評定において考慮するものとする。

#### (留意事項)

第8条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期する。
- (2) 施工箇所点在における対象工事の場合、工事全体として判断する。
- (3) 現場閉所率は少数第1位までとし、少数第2位を四捨五入とする。

#### (アンケート調査等)

第9条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

#### (その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(別紙 1)

## 週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書

### (対象)

第1条 本工事は、週休2日確保工事試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休2日確保工事の試行対象工事である。

### (実施協議)

第2条 受注者は、週休2日確保工事を実施しようとする場合は、工事着手日までに、工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。

2 協議の結果、週休2日確保工事を実施することとなった場合は、以下の各条により取り組むものとする。

### (現場閉所日の確保)

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

- (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
- (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
- (3) 発注者の指示によるもの。

### (実施方法)

第4条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものにしなければならない。

2 受注者は、工事途中に週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合せ簿に理由を記載し通知しなければならない。

3 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知しなければならない。

4 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振り替えする場合は、工事打合せ簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

5 受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

### (費用の計上)

第5条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、要領第6条に基づき設計変更を行い、週休2日確保工事に係る費用を計上するものとする。

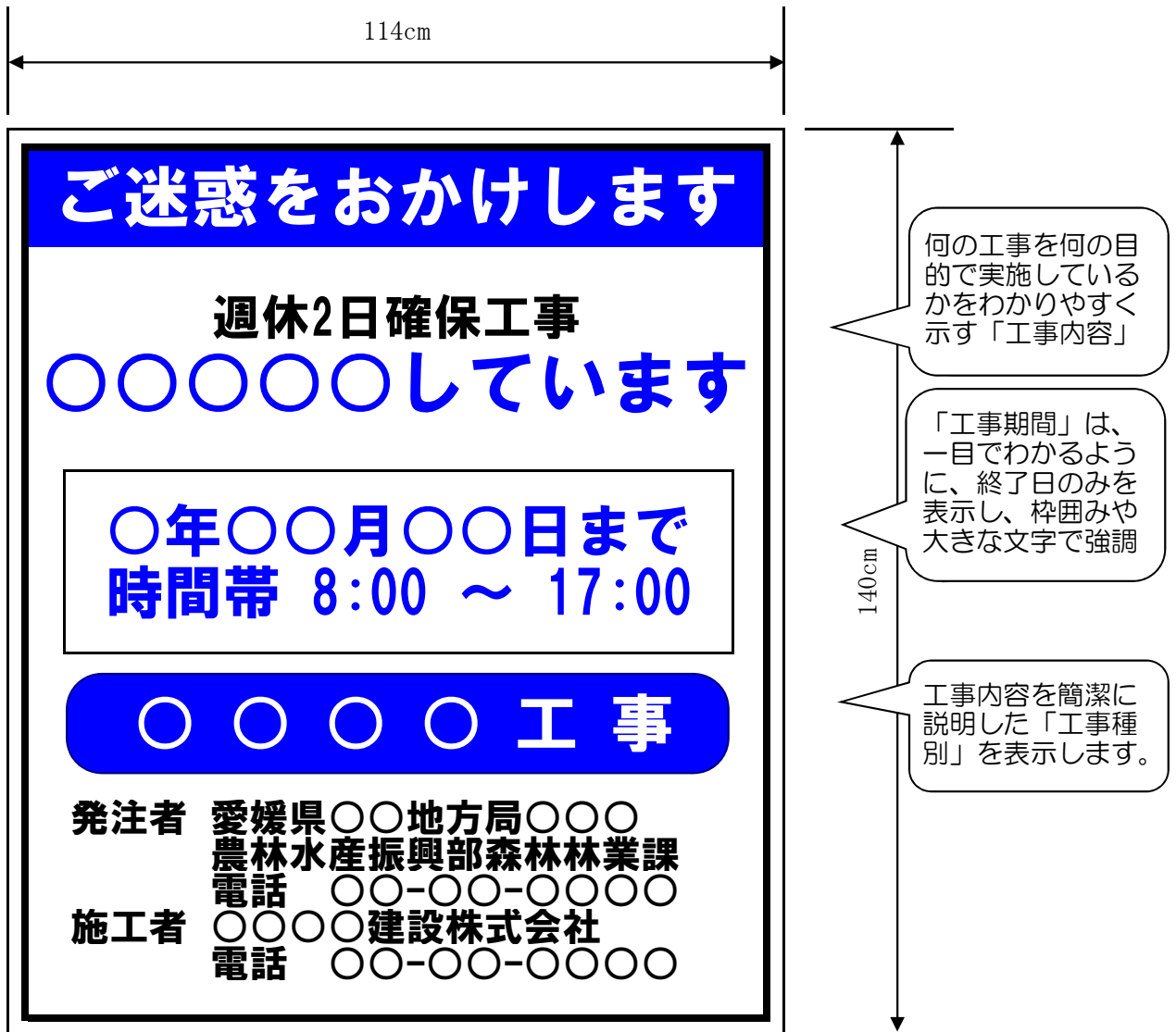
### (アンケート調査等)

第6条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

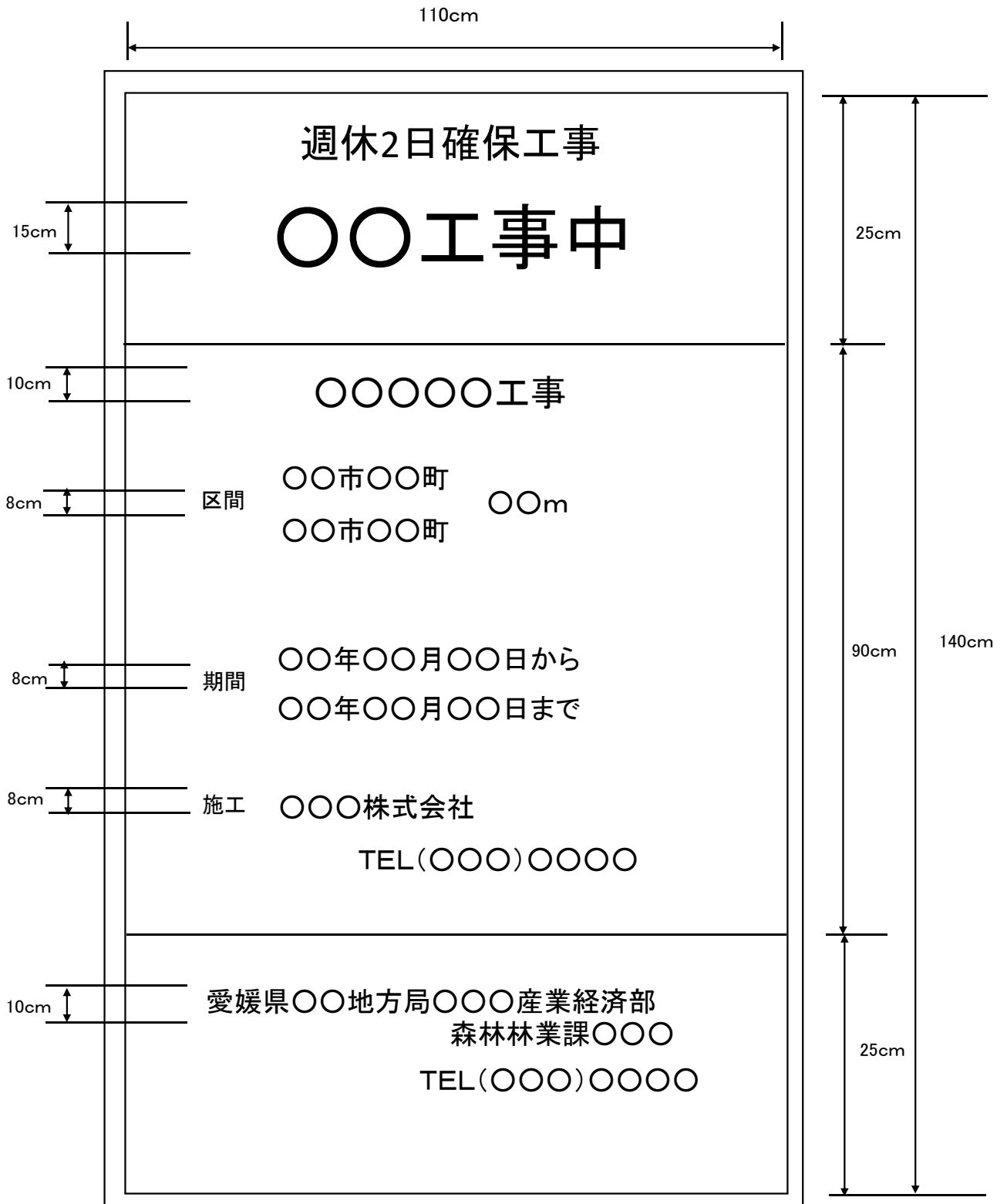
### (その他)

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考 林道用工事看板の例)



(参考 治山用工事看板の例)



(別紙2)

### 市場単価の補正について

市場単価は、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

週休2日補正後の市場単価 = (補正前単価 × 週休2日の補正係数) × 加算率・補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02